令和8年度　人権教育全体計画〈静岡県立新居高等学校〉

関係法令等

・日本国憲法　・教育基本法　・世界人権宣言　・児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）
・人権教育及び人権啓発に関する法律　・こども基本法
・ふじのくに人権文化推進プラン　・静岡県教育振興基本計画　等

学校教育目標

全国有数の工業地域に立地し、100年近い歴史を有し地域を支える有用な人材を輩出してきた全日制普通科高校として、多様な生徒一人ひとりの個性と地域のニーズに対応したコース制による学習や、校訓「勉学」「礼儀」「積善」を教育実践に生かし、心身ともに健全で実践力と創造力を持った地域に貢献できる人材の育成を目指す。

生徒の実態・自校の人権課題等

生徒の背景は多様であり、個々の経験や価値観に違いが見られる。また、自己の意見を率直に表現できる生徒が多い。
一方で、自己の言動が他者に与える影響への配慮や、他者の心情を踏まえた言動、人間関係の形成・維持に課題が見られる。

人権教育の重点目標

・自己の言動に対して責任を自覚し、適切に制御して他者との良好な人間関係を維持する力を育成する。
・他の意見を聞き入れ、好意的に自己の意見と照らし合わせて、物事をより良くしようとする思考回路を涵養し、集団の中で他人と建設的に協働する力を育成する。
・相手の立場に配慮しながら自己の言動を適切に選択できる思考を育成する。

人権教育の推進体制

人権教育担当を校内分掌の図書研修課に位置づけ、図書研修課を中心に全体計画及び年間指導計画を策定する。この全体計画及び年間指導計画に基づく指導計画を全教員により推進する。

学年の重点目標

（1年生）社会活動や探究的活動を推進する。人権に関する理解を深める。
（2年生）学校行事や社会活動に主体的に取り組む。人権感覚を高める。
（3年生）学校行事や部活動において、リーダーシップを発揮し建設的な思考と態度で取り組む。
人権を尊重する態度を育てる。

人権教育の指導の方針及び内容

教科等

〇教科「国語」において人の考え方が多様であることへの理解と他人の考え方を読む力の育成
〇教科「公民」において基本的人権の知的理解
〇教科「福祉」において、公共福祉への知的理解
〇教科「芸術」において豊かな情操の育成
〇教科「外国語」において多様な文化への理解国際的視野の育成
〇教科「家庭」においてジェンダー平等意識の促進と実践的な態度の育成
〇教科「理科」において生物学的多様性をもとにした自己とは異なる他人への理解充実
〇教科「情報」において情報モラル教育の充実

総合的な探究の時間・特別活動

〇総合的な探究の時間
・地域社会や周囲と自己との関わりから情報を分析し、論理的に思考し、表現・実行する能力の育成。
〇特別活動
・多様な他者に配慮しながら協議するために必要な理解力や想像力の育成

保護者・地域・関係機関との連携

〇生徒・保護者面談等を活用した実態把握
〇奉仕活動による地域貢献活動の実施

本校の特色を生かした人権意識向上のための教育活動

〇保育体験実習において、共生の生き方を学ぶ。
〇人権をテーマにした外部講師による講演会を実施し、人権感覚を高める。
〇「人権」、「福祉」等をテーマにした学習を通して、多様な人権問題を理解し、自己の生き方を考える。